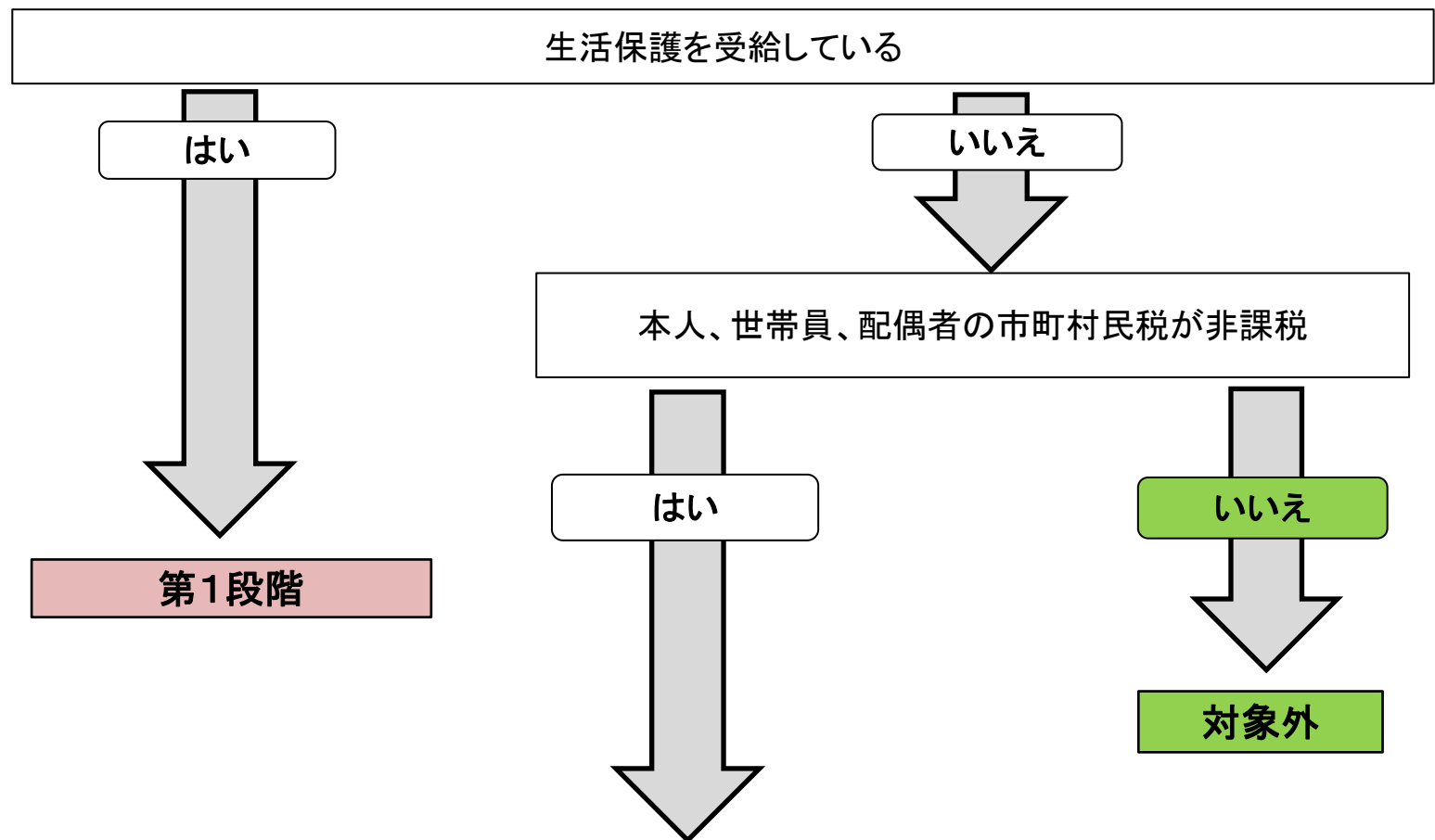


負担限度額認定の判定の流れ



利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況 ^{※2}
第2段階	前年の年金収入等 ^{※1} が82.65万円以下	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下
第3段階①	前年の年金収入等 ^{※1} が82.65万円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下
第3段階②	前年の年金収入等 ^{※1} が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下

※1 公的年金等収入額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

※2 各段階に応じて設定されている資産を超えた場合は対象外となります。

※3 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

利用者負担段階	負担限度額(日額)				
	居住費(滞在費・部屋代)				食費 ()は短期入所サービス
	従来型個室 ()は特養等	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
第1段階	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
第2段階	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 (600円)
第3段階①	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	680円 (1,030円)
第3段階②	1,470円 (980円)	特養等 530円 老健・医療院(注) 530円 老健・医療院等 430円	1,470円	1,470円	1,420円 (1,360円)

(注)「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保険施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象

※老齢福祉年金を受給している方(大正5年以前生まれで該当する方)につきましては、判定条件が異なりますので直接お問い合わせください。